BIGLOBE サービス「電話（N）」特約

ビッグローブ株式会社

第１章　総則

第１条（「電話（N）」の提供）

1　ビッグローブ株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が NTT 東日本株式会社（以下「NTT 東日本」といいます）または NTT 西日本株式会社（以下「NTT 西日本」といいます）から卸提供を受ける音声利用 IP 通信網サービスを利用して、この BIGLOBE サービス「電話（N）」特約（以下「本特約」といいます）に基づき、BIGLOBE サービス「電話（N）」（以下「電話（N）」といいます）を提供します。電話（N）は、利用回線（その意味は第３条に定めます）を利用して音声その他の音響を伝送するサービスであり、その内容の詳細は、当社のウェブサイト上に掲示します。

2　電話（N）の提供には、本特約に定めるものを除き、当社の別途定める『BIGLOBE サービス「BIGLOBE 光プラス by au ひかりプラス」特約』（以下「原サービス特約」といいます）、および当社の別途定める「BIGLOBE 会員規約」（以下、「会員規約」といいます）の規定が適用されます。本特約と会員規約または原サービス特約の規定とが抵触するときは、電話（N）の提供に関する限り、本特約が優先します。

3　電話（N）は、原サービス特約に定める BIGLOBE サービス「BIGLOBE 光プラス by au ひかりプラス」（以下「原サービス」といいます）と同時に申し込まれ、当社との間で、原特約に定めるタイプ３の提供契約が締結された場合に限り利用できる、原サービス専用のオプションサービスです。ただし、当社が別途指定する申込方法によっては、原サービス特約第 17 条第３項第１号に定める「Wi-Fi パック」との同時申込が必須となる場合があります。

第２条（本特約の変更）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法に従い電話（N）会員（その意味は第３条に定めます）に通知することにより、本特約の全部または一部を変更することができます。この場合、その予告期間内に、電話（N）会員から本特約の第 14 条に基づく電話（N）契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき電話（N）会員による承諾があったものとみなします。

第３条（用語の定義）

1　会員規約、原サービス特約、または KDDI が定める令和８年９月 17 日施行のブロードバンド通信サービス契約約款（以下「KDDI ブロードバンド約款」といいます）において定義された用語の意味は、本特約に別段の定めがある場合を除き、本特約においても同一の意味を有します。

2　前項に定めるほか、本特約において使用する用語およびその意味は、次の各号に定めるとおりとします。

(1)　「電話（N）契約」とは、当社から電話（N）の提供を受けるための契約をいい、第７条に基づき会員が行った電話（N）契約の申し込みを第８条に基づき当社が承諾することにより成立します。

(2)　「電話（N）会員」とは、本特約に基づき当社との間で電話（N）契約が成立している個人をいいます。

(3)　「au ひかりプラス契約」とは、原サービス特約に基づき電話（N）会員と当社との間に成立する、BIGLOBE サービス「BIGLOBE 光プラス by au ひかりプラス」（以下「au ひかりプラス」といいます）の提供を受けるための契約をいいます。

(4)　「料金等」とは、電話（N）の提供に係わる料金その他の債務およびこれに係る消費税等相当額をいいます。

(5)　「音声利用 IP 通信網」とは、音声の伝送に供することを目的として NTT 東日本または NTT 西日本が設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします）をいいます。

(6)　「音声利用 IP 通信網サービス」とは、音声利用 IP 通信網を使用して行う電気通信サービスをいいます。

(7)　「ひかり電話役務」とは、NTT 東日本が「ひかり電話利用規約」に基づき提供する音声利用 IP 通信網サービス、または、NTT 西日本が「ひかり電話利用規約」に基づき提供する音声利用 IP 通信網サービスをいいます。

(8)　「ひかり電話契約」とは、NTT 東日本または NTT 西日本からひかり電話役務の提供を受けるための契約をいいます。

(9)　「通話サービス転用」とは、NTT 東日本または NTT 西日本とひかり電話契約を締結した個人（以下「通話サービス転用資格保有者」といいます）が、その利用するひかり電話役務を電話（N）に切り替えることをいいます。

(10)「転用番号」とは、通話サービス転用資格保有者が通話サービス転用を目的として、原サービス特約に基づく転用のために au ひかりプラスの提供を受けるための契約の申し込みと合わせて、第７条に基づき電話（N）契約の申し込みをするにあたり、事前に NTT 東日本または NTT 西日本から取得している必要のある所定の番号をいいます。

(11)「会員契約」とは、会員規約に基づき当社と電話（N）会員との間に成立している、BIGLOBE サービスの提供を受けるための契約をいいます。

(12)「利用回線」とは、au ひかりプラスを構成する特定 FTTH インターネットサービスのうち当社が別に定めるタイプ（タイプ３）の回線をいいます。

(13)「ハイブリッドホームルーター」とは、電話（N）の提供を受けるにあたり、原サービス特約および機器レンタル規約に基

づき当社が貸与する、光電話機能および5G通信機能等を有する宅内設置機器一式をいいます。

(14)「電話（N）会員端末機器」とは、電話（N）を利用して通話を行うために電話（N）会員が保有または設置している必要のある電話機、ファクシミリ装置等の機器をいいます。

(15)「回線終端装置」とは、利用回線の終端の場所に当社またはNTT東西が設置する装置をいいます。

(16)「端末設備」とは、電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）または同一の建物内であるものをいいます。

(17)「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいいます。

(18)「電気通信サービス」とは、電気通信設備を利用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信を他人の通信の用に供することをいいます。

(19)「自営端末設備」とは、電話（N）会員が設置する端末設備をいい、電話（N）会員端末機器およびハイブリッドホームルーターを含みます。

(20)「自営電気通信設備」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（電気通信事業法第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届け出をした者をいいます。以下同じとします）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。

(21)「技術基準等」とは、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）および端末設備等の接続の技術的条件をいいます。

(22)「事業者変更（受入）」とは、当社以外の者がNTT東日本またはNTT西日本から卸提供を受けるひかり電話役務相当のサービス（以下「受入元通話サービス」といいます）の利用者が、その利用する通話サービスを受入元通話サービスから電話（N）に切り替えることをいいます。

(23)「事業者変更（転出）」とは、電話（N）会員がその利用する通話サービスを電話（N）から①ひかり電話役務または②当社以外の者がNTT東日本またはNTT西日本から卸提供を受けるひかり電話役務を利用して提供する通話サービス（以下あわせて「転出先通話サービス」といいます）に切り替えることをいいます。

(24)「変更元事業者」とは、第22号および第28号に定める切り替え前の通話サービスを提供する事業者をいいます。

(25)「変更先事業者」とは、第23号および第29号に定める切り替え後の通話サービスを提供する事業者をいいます。

(26)「事業者変更承諾番号」とは、事業者変更（受入）および事業者変更（転出）（以下、合わせて単に「事業者変更」といいます）を行うにあたり必要となる、事業者変更を行うことを希望する者の要請に基づき変更元事業者がNTT東日本またはNTT西日本から発行を受ける番号をいいます。

(27)「シェアドアクセス事業者」とは、NTT東日本またはNTT西日本と光ファイバの相互接続を行い、IP電話サービスを提供する通信事業者をいいます。

(28)「光回線再利用（転出）」とは、電話（N）会員が、その利用する電話（N）を、シェアドアクセス事業者が提供する転出先IP電話サービスに切り替えることをいいます。

(29)「光回線再利用承諾番号」とは光回線再利用（転出）（以下、「光回線再利用」といいます）を行うにあたり必要となる、光回線再利用を行うことを希望する者の要請に基づき、切り替え前のサービスを提供する事業者が発行する番号をいいます。

第2章　電話（N）の提供区域および利用条件

第4条（電話（N）の提供区域）

電話（N）の提供区域は、NTT東日本またはNTT西日本が定める提供エリアに準じます。

第5条（電話（N）の利用条件）

1　電話（N）会員は、自身の費用負担および責任において、電話（N）会員端末機器を選択および取得するとともに、電話（N）の利用にあたり電話（N）会員端末機器およびハイブリッドホームルーターが正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。

2　当社が電話（N）会員への電話（N）の提供を開始する日（以下「電話（N）開始日」といいます）は、その電話（N）会員について、電話（N）契約の成立後、ハイブリッドホームルーターの設置および利用回線の開通工事が完了し、電話（N）を利用することが可能な状態となった日とします。なお、以下、本特約において、電話（N）を利用することが可能となった旨の通知を当社がNTT東日本またはNTT西日本から受けたことを当社が確認した日を「電話（N）契約開始日」といいます。

3　電話（N）契約が終了した場合（第14条の2の定めに従い事業者変更（転出）のために終了する場合を除きます）は、電話（N）会員は、本サービスに付随する各種付加サービスについても同時に解約されることに同意します。

第3章　契約

第6条（契約の単位等）

当社は、1の利用回線ごとに1の電話（N）契約を締結します。この場合、電話（N）会員は、1の電話（N）契約につき1の個人に限ります。

第7条（電話（N）契約の申し込み方法等）

1　電話（N）契約の申し込みは、申し込みをする個人（以下「申込者」といいます）が、会員規約、原サービス特約および本特約

を承諾のうえ、当社所定の方法により、次の各号に定める事項を当社に申告のうえ、行う必要があります。
(1) 氏名
(2) 住所および設置場所
(3) 通話サービス転用、事業者変更（受入）のために電話（N）契約の申し込みをする場合は、その旨
(4) 前各号に定める事項のほか、当社が別途定める事項

2 申込者は、電話（N）の申し込みにあたり、その利用に必須となるハイブリッドホームルーターについて、当社が別途定める『BIGLOBE サービス「ハイブリッドホームルーターレンタル」特約』を承諾のうえ、その利用を申し込むものとします。

3 転用、事業者変更（受入）に伴い電話（N）の申し込みを行う申込者は、第 1 項に定める事項のほか、NTT 東日本もしくは NTT 西日本、変更元事業者または切り替え前の FTTH サービスを提供する事業者からあらかじめ承諾番号（転用承諾番号、事業者変更承諾番号または光回線再利用承諾番号）の払い出しを受け、その有効期限内に当社に申告する必要があります。

4 前項の申込者は、承諾番号の払い出しを受けるために必要な手続きを、自己の費用と責任において行うものとします。

5 第 3 項の申込者は、転用、事業者変更（受入）に必要な手続きを行うために必要な範囲内で、第 1 項に基づき当社に申告した事項を、当社が NTT 東日本または NTT 西日本に提供すること、ならびに当社から提供を受けた NTT 東日本または NTT 西日本が、変更元事業者または切り替え前の FTTH サービスを提供する事業者に再提供することにあらかじめ同意するものとします。

第 8 条（電話（N）契約の申し込みの承諾）

1 電話（N）契約は、前条所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、電話（N）契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、電話（N）契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて電話（N）会員に通知することにより、電話（N）契約を解除することができます。
(1) 電話（N）契約の申し込み時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
(2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
(3) 過去に不正使用などにより電話（N）契約もしくは BIGLOBE サービスに関連する契約等の解除、または BIGLOBE サービス等の利用を停止されていることが判明した場合
(4) 申込者が未成年者等であって、電話（N）契約の申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
(5) その他電話（N）契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

3 前項の規定または本特約に定めるその他の規定により電話（N）契約が解除された場合、電話（N）会員は、電話（N）の利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。

4 電話（N）契約が成立した場合、当社は、その日程を電話（N）会員と調整のうえ、電話（N）を利用可能にするために必要な開通工事および設定を行います。

5 前項の規定は、通話サービス転用または事業者変更（受入）のために電話（N）契約の申し込みを行い電話（N）会員となった個人に対しては、当社が別途定める場合を除き、適用されません。

第 9 条（通話サービス転用時の特則）

第 7 条に基づく通話サービス転用のための電話（N）契約の申し込みにより電話（N）契約が成立した電話（N）会員（以下「通話サービス転用電話（N）会員」といいます）については、次の各号に定める事項が適用されます。
(1) 当社は、NTT 東日本または NTT 西日本とその通話サービス転用電話（N）会員との間に成立していたひかり電話契約を通話サービス転用の実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを、その通話サービス転用電話（N）会員に代行して NTT 東日本または NTT 西日本に対して行います。通話サービス転用電話（N）会員は、当社が係る手続きを行うために必要な範囲内で、第 7 条に基づく申し込みにあたりその通話サービス転用電話（N）会員が当社に申告した事項（転用番号を含みます）を NTT 東日本または NTT 西日本に提供することに同意します。
(2) 申込者は、ひかり電話契約を、利用回線の転用と同時に解約したい場合には、NTT 東日本または NTT 西日本に、ひかり電話契約の解約手続きを行ったうえで、通話サービス転用手続きを行っていただく必要があります。

第 9 条の 2（事業者変更（受入）時の留意事項）

第 7 条に基づく事業者変更（受入）のための電話（N）契約の申し込みにより電話（N）契約が成立した電話（N）会員については、次の各号に定める事項に留意しなければなりません。(1) 申込者は、事業者変更元事業者のフレッツ・テレビ伝送サービス相当のサービスを、利用回線の事業者変更（受入）と同時に解約したい場合には、事業者変更元事業者にフレッツ・テレビ伝送サービス相当のサービスの解約手続きを行ったうえで、事業者変更（受入）手続きを行っていただく必要があります。
(1) 申込者は、事業者変更元事業者のひかり電話役務相当のサービスを、利用回線の事業者変更（受入）と同時に解約したい場合には、事業者変更元事業者にサービスの解約手続きを行ったうえで、事業者変更（受入）手続きを行っていただく必要があります。

第 10 条（変更の届け出等）

1　電話（N）会員は、電話（N）契約の申し込みにあたり当社に申告した第7条第1項各号所定の事項について変更があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。
2　前項の事項のうち、その変更について当社の承諾が必要として当社が別途定めるものについては、前項の届け出を、第8条第2項に準じて扱います。

第11条（契約の解除等）
1　当社は、電話（N）会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの責任も負うことなく、電話（N）契約を解除することができます。
　(1)　電話（N）会員が会員規約に基づき提供されるBIGLOBEサービス（auひかりプラスを含みます）について利用停止となった場合
　(2)　電話（N）会員が原サービス特約に基づくauひかりプラス契約を解除または終了した場合
2　当社は、利用回線に係る卸役務利用サービスのタイプが原サービス特約第3条に定めるタイプ3以外に変更された場合は、その電話（N）会員との電話（N）契約を解除します。
3　当社は、利用回線が移転等により電話（N）の提供区域外となった場合は、その電話（N）会員との電話（N）契約を解除することができます。
4　会員契約またはauひかりプラス契約が電話（N）会員による解除、当社による解除その他理由により終了した場合は、その電話（N）会員と当社との間の電話（N）契約は同時に解除されます。
5　当社は、本条に基づく電話（N）契約の解除により電話（N）会員に損害その他不利益が生じても、一切責任を負いません。

第12条（提供中止）
1　当社は、次のいずれかの場合には、電話（N）会員に対する電話（N）の提供を中止することがあります。
　(1)　当社またはNTT東日本もしくはNTT西日本の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合
　(2)　利用回線の提供を中止する場合
　(3)　天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがあり、電話（N）の提供をすることが困難となった場合
　(4)　当社が、運営上、技術上その他理由により、電話（N）の提供を中止することが必要であると当社が判断した場合
2　当社は、前項の規定により電話（N）の提供を中止するときは、あらかじめその旨を電話（N）会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。
3　当社は、第1項による電話（N）の提供の中止により電話（N）会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第13条（利用停止）
1　当社は、電話（N）会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、電話（N）の利用を停止することができます。
　(1)　本特約上の義務の履行を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
　(2)　会員規約により電話（N）以外のBIGLOBEサービス（auひかりプラスを含みます）を利用停止された場合
　(3)　利用回線に接続されているハイブリッドホームルーターを取り外したとき、または当社の承諾を得ずに他の機器等を接続した場合
　(4)　利用回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を利用回線から取り外さなかった場合
2　当社は、前項の規定により電話（N）の利用を停止するときは、あらかじめその旨を電話（N）会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。
3　当社は、第1項による電話（N）の利用の停止により電話（N）会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第14条（電話（N）会員による電話（N）契約の解除等）
　電話（N）会員が電話（N）契約を解除しようとするときは、当社所定の方法でその旨を当社に通知します。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、電話（N）会員から通知があった日が属する月の末日をもって、電話（N）契約は終了します。

第14条の2（事業者変更（転出））
1　事業者変更（転出）をすることを希望する電話（N）会員（以下「転出電話（N）会員」といいます）は、当社所定の方法により当社に申請することにより事業者変更承諾番号の払い出しを受け、自己の責任および費用負担において、変更先事業者に対し、転出先通話サービスの提供を受けるための契約の申し込みを行う必要があります。
2　当社は、前項の申請を受けた場合において、転出電話（N）会員が前項の払い出しに必要な当社所定の条件を満たしていないと当社が判断する場合、前項の払い出しを行いません。
3　原サービスである「auひかりプラス」の提供契約が、事業者変更または光回線再利用の手続き完了（変更先事業者のサービスへの切り替えが完了した日）をもって終了した場合、本特約に基づく電話（N）の契約も同日をもって自動的に終了します。本サービスが終了した月における月額利用料については、終了日によらず、日割り計算は行わず1カ月分を請求するものとします。

第14条の3（光回線再利用（転出））

1　光回線再利用（転出）により電話（N）契約が同時に解除されることに伴い、当社以外の事業者が提供するIP電話サービスへ変更することを希望する電話（N）会員は、自己の責任および費用負担において、当該事業者に対し契約の申し込みを行う必要があります。

2　原サービスである「au ひかりプラス」の提供契約が、光回線再利用の手続き完了（変更先事業者のサービスへの切り替えが完了した日）をもって終了した場合、本特約に基づく電話（N）の契約も同日をもって自動的に終了します。本サービスが終了した月における月額利用料については、終了日によらず、日割り計算は行わず1カ月分を請求するものとします。

第15条（電話（N）契約の自動終了）

第1条第1項に定める音声利用IP通信網サービスの当社への卸提供に係る当社とNTT東日本またはNTT西日本との契約が終了した場合は、電話（N）契約も同時に終了します。

第4章　回線終端装置および機器の取扱い

第16条（機器の設置および管理等）

1　電話（N）の利用にあたっては、原サービス特約および機器レンタル規約に基づき当社が貸与するハイブリッドホームルーターの設置および利用回線への正常な接続が必須となります。

2　電話（N）会員は、ハイブリッドホームルーターおよび回線終端装置を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならず、分解、改造、または届出設置住所以外への持ち出しを行ってはなりません。

3　契約者は、当社所定の手続きにより、原サービス特約に定める「Wi-Fi パック」の契約の有無にかかわらず、電話（N）のみを単独で解約することができます。この場合であっても、原サービス契約およびハイブリッドホームルーターレンタル契約は終了せず、引き続き有効に存続するものとします。

第5章　料金等

第17条（料金等）

1　料金等の体系は、次のとおりとします。

(1)　工事費用

(2)　月額費用（電話（N）または電話（N）まとめてプランの月額利用料、付加サービス利用料）

(3)　通話料

(4)　ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

2　前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表に記載のとおりとします。

第18条（工事費用）

1　電話（N）会員は、本特約（別表を含みます）に定める工事が実施される場合、当社に工事費用を支払うことを要します。

2　前項の工事に着手していたときは、工事完了前に電話（N）契約の解除があったとしても、電話（N）会員は、工事費用の全額を当社に支払うことを要します。

第19条（月額費用および通話料）

1　電話（N）会員は、電話（N）開始日が属する月の翌月初日から起算して、その電話（N）契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間について、当社に電話（N）の月額費用を支払うことを要します。月の途中で解約された場合であっても日割り計算は行わず、1カ月分を満額請求します。

2　会員規約、原サービス特約または本特約所定の条件に従い電話（N）契約の解除または終了があった場合において、その電話（N）会員がかかる解除または終了の時点において未だ支払いを完了していない料金等についての債務は、かかる電話（N）会員による支払いが完了するまで、その解除後または終了後も消滅しません。

3　前項に定める「電話（N）まとめてプラン」は、次の各号に定める6つの付加サービスおよび528円分の通話料を含む月額料金プランです。なお、本プランは、申込者が転用または事業者変更（受入）による申し込みを行う場合であって、かつ、変更前または転用前のサービスにおいて「ひかり電話 A（エース）」またはそれに相当するプランを利用していた場合に限り、自動的に適用されるものとします。

(1)　発信者番号表示サービス

(2)　ナンバー・リクエスト

(3)　迷惑電話ブロック

(4)　通話中着信サービス

(5)　着信転送サービス（無応答時転送、話中時転送、着信選択転送、リモートコントロールがご利用いただけます。）

(6)　着信お知らせメール

4　前項の規定にかかわらず、契約者が原サービス特約第17条第3項第1号に定める「Wi-Fi パック」と「電話（N）まとめてプラン」を同時に契約する場合、両サービスの月額利用料を合算して1,650円（税込）で提供します。

5　第3項に含まれる528円分の通話料は、当該利用月内にのみ有効とし、未利用分を翌月以降に繰り越すことはできません（通話料は、国内の一般加入電話、IP電話への発信の場合、3分あたり8.8円（税込）で計算され、最大3時間相当分となります。携帯電話、国際電話等、一部対象外となる通話があります）。
6　通話料は、当社の機器またはNTT東西の機器により測定された通話時間および宛先に応じて算出され、毎月の締め日にて集計し、請求されます。

第20条（料金債務の存続および支払方法）
1　会員規約、原サービス特約または本特約所定の条件に従い電話（N）契約の解除または終了があった場合において、その電話（N）会員がかかる解除または終了の時点において未だ支払いを完了していない料金等についての債務は、かかる電話（N）会員による支払いが完了するまで、その解除後または終了後も消滅しません。
2　電話（N）に関する料金等の請求および支払方法は、原サービス特約第24条の規定に基づき、すべて「KDDI請求」に集約および一元化されます。

第6章　雑則

第21条（責任の制限）
当社は、電話（N）を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、電話（N）が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、1暦日の全時間についてその状態が連続したときに限り、対象となる電話（N）会員の損害賠償請求に応じます。賠償額の上限は、利用不能となった日数に対応する電話（N）の月額費用相当額とします。

第22条（免責）
1　当社は、電話（N）に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、電話（N）会員に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものである場合は、その損害を賠償しません。
2　当社は、本特約等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更を要することになる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第23条（電話（N）の利用に係る電話（N）会員の義務）
電話（N）会員は、次の各号に定める事項を遵守しなければなりません。
(1)　当社が設置した電気通信設備（ハイブリッドホームルーターおよび回線終端装置を含みます）を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しないこと。
(2)　通信の伝送に妨害を与える行為をしないこと。
(3)　当社設置電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

第24条（登録一般放送事業者からの通知）
電話（N）会員は、当社、NTT東日本またはNTT西日本が、料金等の適用または電話（N）の提供にあたり必要があるときは、必要な情報を関係事業者から受けることについて承諾します。

第25条（電話（N）会員の維持責任）
電話（N）会員は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持しなければなりません。

第26条（電話（N）会員の切分責任）
電話（N）会員は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線に接続されている場合であって、電話（N）を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をする必要があります。

第27条（自営端末設備の接続）
電話（N）会員は、その利用回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線に自営端末設備を接続するときは、端末設備等規則および技術基準等に適合する機器を使用しなければなりません。

第28条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
当社は、利用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要がある場合は、電話（N）会員に、その自営端末設備が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。

第29条（自営電気通信設備の接続）

電話（N）会員が自営電気通信設備を利用回線に接続する場合は、事業法施行規則等に定めるところに従い、当社所定の書面により接続の請求を行うものとします。

第30条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

利用回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第28条の規定に準じて取り扱います。

第31条（無保証）

当社は、電話（N）について、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、電話（N）会員の利用目的に適合することの保証を含め、何らの保証も行いません。

第32条（電話（N）会員情報等の取扱い）

電話（N）会員情報および通話履歴等の取扱いについては、原サービス特約第34条の規定を準用します。当社は、開通工事、番号移行、相互接続、および料金請求の目的のために、必要な情報をNTT東西、KDDI、および協定事業者等へ提供します。

第33条（電話（N）の変更または廃止）

1　当社は、電話（N）の全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

2　当社は、前項による電話（N）の全部もしくは一部の変更、追加または廃止により電話（N）会員に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

附　則

第1条（実施時期）

本特約は、2026年12月1日から実施します。

別表（料金等および機器損害金）

1. 適用	この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を含む金額です。かかる料金額に含まれる消費税等相当額は、電話(N)のご利用時点の料率に基づき計算します。ただし、工事費用に加算する消費税等相当額については、工事を実施した設置工事日または移転工事日等の料金起算日における税率に基づき計算します。				
2. 月額費用	月額利用料		電話(N)	770 円	月
			電話(N)まとめてプラン ※1※2	1,650 円	月
	付加サービス月額利用料		発信者番号表示サービス	440 円	月
			ナンバー・リクエスト	220 円	月
			迷惑電話ブロック	220 円	月
			通話中着信サービス	330 円	月
			着信転送サービス	550 円	月
			着信お知らせメール	110 円	月
			FAX お知らせメール ※1	110 円	月
			ダブルチャネル	220 円	月
			番号追加　※1	110 円	月
	電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料 ※3※4			当社ホームページに規定する料金額 ※5	
3. 通話料				当社ホームページに規定する料金額 ※6	
4. 工事費用	基本工事		交換機等工事のみの場合（無派遣）	2,200 円	1 工事ごと
			NTT 東日本・NTT 西日本がお伺いして機器工事を行う場合（有派遣）	8,250 円	1 工事ごと
	交換機等工事費	基本工事メニュー	基本機能	1,100 円	1 利用回線ごと
		付加サービス	発信者番号表示サービス	1,100 円	1 利用回線ごと
			ナンバー・リクエスト	1,100 円	1 利用回線ごと
			迷惑電話ブロック	1,100 円	1 利用回線または 1 番号ごと
			通話中着信サービス	1,100 円	1 利用回線ごと
			着信転送サービス	1,100 円	1 番号ごと
			着信お知らせメール	1,100 円	1 番号ごと
			FAX お知らせメール	1,100 円	1 番号ごと
			ダブルチャネル	1,100 円	1 チャネルごと
			番号追加	770 円	1 番号ごと
		番号移行費用		2,200 円	1 番号ごと
		発信番号通知の変更		770 円	1 番号ごと
	機器工事費	設置費		1,650 円	
		設定費		1,100 円	
	電話番号変更工事費			2,750 円	

※1 新規のお申し込みはできません。
※2 NTT 東日本/NTT 西日本の「ひかり電話 A（エース）」から転用される場合、または他社光コラボレーション事業者提供の「ひかり電話 A（エース）」相当サービスから事業者変更される場合のみお申し込み可能です。
※3 月額利用料、付加サービス月額利用料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、「BIGLOBE 光プラス by au ひかりプラス」の月額費用が発生しない月については、発生しません。
※4 電話番号ごとに電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料がかかります。
※5 電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の料金については、BIGLOBE ホームページ（https://join.biglobe.ne.jp/universal/）をご確認ください。
※6 加入電話、INS ネット、電話(N)、NTT 東日本または NTT 西日本提供のひかり電話への通話料は 8.8 円／3 分です。携帯電話、050IP 電話、国際通話などへの通話料につきましては、BIGLOBE ホームページ（https://support.biglobe.ne.jp/jimu/ryokin/course/hikari-plus/phone_rates.html）をご確認ください。